名古屋家庭裁判所委員会(第1回)議事概要

1 日時

平成15年11月6日(金)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室(7階)

3 出席者

(委員) ○委員長

越智委員,川上委員,川本委員,國信委員,武井委員,新家委員,山本委員,横 井委員,若松委員,村松委員,南部委員,○福田委員,徳永委員 (事務担当者)

三木事務局長,岡庭家事首席書記官,坂井少年首席書記官,森少年次席家庭裁判所調査官,杉山事務局次長,寺川総務課長,山田総務課庶務係長

4 議事

- (1) 開会
- (2) 所長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 「少年審判について」(ビデオ視聴)
- (5) 事前に配布してあった田中首席家庭裁判所調査官作成の『少年事件に 携わって「少年たち いま そのこころは」』(添付省略)の概要について 森次席家庭裁判所調査官から説明がされた。
- (6) 意見交換

テーマ「最近の少年非行を考える。」について, 意見交換を行った。発言要 紙は別紙のとおり

- (7) 次回の意見交換のテーマの選定 裁判所が次回までにテーマ案を示し決定する。
- (8) 次回期日

平成16年5月下旬とする。

なお、具体的な日時について、欠席委員も含め後日委員会庶務が調整する。

(9) 閉会

(別紙)

(委員長)

・ 先に実施したアンケート結果によると、委員の皆様の関心が高かった、少年非 行の原因論、少年の審判の在り方及び被害者対応について、まず、意見交換をしてい きたい。

(委員)

・ 改正少年法では、被害者に対する配慮の制度が取り入れられたが、加害者から 被害者に謝罪させるとか具体的なことをしないと被害者は納得しない。

(委員)

・ ある弁護士会では被害者支援委員会があり、被害者の親と加害者の親との話し 合いの場を設けている。司法全体として被害者対応について動きが出ている。

(委員)

- ・ 謝罪については、被害者には忘れたいとか、会いたくないとかという思いの者 もいるので、被害者がどういう謝罪を求めているのか、被害者の意思を汲みなが ら行う必要がある。
- 少年は、審判廷では緊張しているが、審判が終わるといかにも反省の色なく、 嬉しそうに出てくる者もいる。こういう状況は、審判を待っている少年に良い影響を与えないので、物的人的制約もあろうが、審判廷の出入口を分離するような 配慮が必要である。

(委員)

・ 最近の少年は、裁判官や家庭裁判所調査官をうまく欺くようであるが、再犯の 確率はどのくらいか。

(説明者)

・ 実感としては、おおよそ20%弱である。

(注:平成13年の終局人員による交通関係事件を除いた一般事件の累非行少年の比率は17.8%である。ただし、一般事件から簡易送致事件等を除くと36.9%となる。)

(委員)

再犯は何が問題だったのか。周辺事情はどうか。

(説明者)

ケースバイケースというしかない。

(委員)

・ 見立てが甘いと言われればそうかもしれないが、少年の更生のため、嘘かもしれないが、少年を一回信じてみようと思うことがある。

(委員)

・ 少年が出所後謝罪するため、被害者の遺族を訪れたが、会いたくないと断られ た。しかし、その後墓参りを続けた結果、謝罪を認めてもらったことがある。気 持ちをいかに被害者に伝えるかが大切なことである。

(委員長)

・ 少年の保護育成,責任も自覚させなければならない。少年法の趣旨に沿おうと すれば,社会が求めるものと齟齬ができてくるときがある。こんなに悪いことを したのにどうして少年院送致か,どうして1,2年で退院するのかしっくりいか ない面もあると思う。

(委員)

- ・ 審判では1件についてどのくらいの時間をかけているのか。
- ・ 家庭裁判所は、少年の生い立ち等について具体的に情報開示できなくても、少年の反省の動機、背景等について開示することができれば、被害者の納得につながるのではないか。

(説明者)

・ 審判に費やす時間は、身柄事件では1時間ほどであり、在宅事件では15分から30分ほどである。

(委員)

・ 少年鑑別所の施設面での制約から、付添人として十分少年と面接できないこと がある。

(説明者)

・ 身柄事件は通常 4 週間で審判を行うが、その間に家庭裁判所調査官が 2, 3 回 少年鑑別所に出かけて、1回につき 2 時間ほどかけて少年を調査したり、家庭訪問を行ったりしている。

(委員)

・ 子供が親に対して信頼感をもっているか調査した結果を記載した本があり、それによると日本は欧米と比べて割合が極端に低い。日本の親子関係ははたから見ると楽しそうであるが、親は忙しくなると子供をテレビに預けるなどして、子供と対応する時間を十分とっていないなど、親の役割を果たしていない。子供はバラエティー番組を見ていないと友達との関係に付いていけない。メディアの中には非行をあおるような風潮がある。そのような状況の中で、家庭裁判所調査官の役割が重要になっており、家庭裁判所は最後の砦として頑張ってもらいたい。

(委員)

・ 残業や休日出勤で、両親は子供をかまっていられず、地域のつながりも希薄になって家族も守られない状況である。休みをとらせることを進めなければならない。家庭環境・地域環境についても考えるべきであり、家庭裁判所も地域に根ざした対応が必要である。

(委員長)

地域のサポートがないと少年を守ることは難しい。

(委員)

・ 関わり合いが希薄になっている中、名古屋市では、午後の学校を開放して子供 と地域の人達が触れ合う場所を提供するトワイライトスクールが124校ある。 社会の中にこのようなシステムを築いていく必要がある。

(委員)

・ 再犯率20%弱と言われたが、家庭裁判所が5人中4人の少年を救ったというのは評価ができる。一方、家庭裁判所の果たしている社会的機能をアピールするのが大切である。少年が送致されてから結論が出るまで、裁判官、家庭裁判所調査官等がどのように関与しているか、家庭裁判所がかけたトータルコストを伝えることが重要である。これらが社会に伝わっていないことから、犯罪と審判結果だけが比較されてしまっている。

(委員)

・ 子供の健全育成のため子育て支援を行っているが、受入施設の要望がどんどん 増えており、母親が自分の責任を果たしていないのではないかと思われるケース もあり、これでいいのかと考えさせられる。また、審判の結果、児童相談所に送 致される場合、親に虐待等の原因があるケースもあるので裁判所で親を指導して もらいたい。

(説明者)

・ 児童相談所に送致するケースは多くはないが、虐待等がある場合には親に指導 を行っている。

(委員)

やはり家庭のしつけが大事である。

(委員)

・ 例えば、試験観察の際に非行少年に社会奉仕活動をさせることも少年の健全育成という観点からすれば有用な方法であろうが、その反面、同年齢の一般のボランティアが同様にいわば半強制的に奉仕活動をさせられているとの偏見で見られることもある。

(委員)

・ 学校では、専門のカウンセラーを週1回配置したところ、以前の民生委員の相談員のときは相談が年1回程度だったのが、今は毎回満杯状態となっている。このシステムを家庭に延長できないかと思うが、いろいろ制約があり難しい状況である。家庭裁判所調査官と連携し、情報交換を行うことができれば、少年犯罪を未然に防止することができるのではないかと思う。